ウェルス・マネジメント業界の質の向上を図るシンガポール
－マネー・ローンダリング対策の強化を中心に－

北野　陽平

▌要　約▐

1. アジアを代表する国際金融センターの 1 つであるシンガポールでは、2024 年 6 月にマネー・ローンダリングのリスク評価報告書が 10 年ぶりに公表された。同報告書では、マネー・ローンダリングのリスクが高い金融事業者として銀行が挙げられており、特にウェルス・マネジメント分野において同リスクが高いとされている。
2. シンガポールは、国際的なウェルス・マネジメントのハブとしての地位を確立している。アジアにおける超富裕層の増加や世代交代の進展を背景として、シンガポールでは超富裕層一族の資産管理・運用等を支援するファミリーオフィスの設立が増加している。シンガポール金融管理局（MAS）は、ファミリーオフィスを誘致するため、税制優遇を行っている。
3. 2023 年 8 月にシンガポール最大となるマネー・ローンダリング事件が発覚し、外国籍の 10 人が逮捕された。押収資産総額は、2024 年 1 月時点で 30 億シンガポールドル超となった。当該事件を受けて、MAS は、ウェルス・マネジメント業界の質の向上を図るべく、国内金融機関に対してマネー・ローンダリング対策を強化するよう指導しており、顧客の資産の出所を確証することを促している。
4. ウェルス・マネジメント業界におけるマネー・ローンダリングの取り締まり強化は、同業界の健全性及び信頼性の向上を通じて持続可能な成長につながることが期待されている一方、短期的には成長を阻害する可能性もある。今後シンガポールが、量と質の両面でウェルス・マネジメント業界の持続的な発展を目指す上で、金融機関のコンプライアンス負担も考慮しつつ、適切なマネー・ローンダリング対策が講じられるよう、バランスの取れた規制対応が求められよう。

野村資本市場研究所　関連論文等

・北野陽平・植田剛将「国際的なウェルス・マネジメントのハブとしてファミリーオフィスの誘致を強化するシンガポール」『野村資本市場クォータリー』2021 年春号。
・北野陽平・王月「アジアにおけるファミリーオフィス・ハブとしての地位向上を目指すシンガポールと香港」『野村資本市場クォータリー』2023 年夏号。

Ⅰ シンガポールにおけるマネー・ローンダリングのリスク

アジアを代表する国際金融センターの 1 つであるシンガポールでは、2024 年 6 月に同国におけるマネー・ローンダリングのリスク評価報告書[1]が 10 年ぶりに公表された。シンガポールは、アジア域内のビジネス・金融・貿易のハブとなっており、マネー・ローンダリングのリスクに晒されやすい。シンガポール内務省、財務省、シンガポール金融管理局（MAS）により発行された同報告書では、マネー・ローンダリングのリスクが最も高い金融事業者として銀行が挙げられており、同リスクが中～高程度の金融事業者にはエクスターナル・アセット・マネージャーやデジタル決済トークンサービス事業者等が含まれている[2]（図表 1）。

銀行セクターに関して、富裕層向けに資産管理・運用サービスを提供するウェルス・マネジメントの分野では、顧客属性や取引の規模及び複雑さを理由として、マネー・ローンダリングのリスクが特に高いとされている。国際的なウェルス・マネジメントのハブとなっているシンガポールでは、後述の通り、2023 年に国内最大となるマネー・ローンダリング事件が発覚した。それを受けて、ウェルス・マネジメント業界の質の向上を図るべく、マネー・ローンダリング対策の強化に向けた様々な取り組みが進められている。

本稿では、シンガポールにおけるウェルス・マネジメント業界の動向を概観した上で、2023 年に発覚した大規模なマネー・ローンダリング事件の概要及びマネー・ローンダリング対策の強化に向けた取り組みについて紹介する。

図表 1　シンガポールにおける金融事業者のマネー・ローンダリングのリスク評価

リスクの程度	金融事業者
高い	・銀行
中～高	・エクスターナル・アセット・マネージャー ・デジタル決済トークンサービス事業者 ・国際送金サービスを提供する決済機関 ・認可信託会社
低～中	・ファンド運用会社（エクスターナル・アセット・マネージャーを除く） ・両替業者 ・国際送金サービスを提供しない決済機関 ・ブローカーディーラー及び財務アドバイザー ・貸金業者
低い	・クレジットカード会社 ・集団投資スキーム（CIS）のための認可信託会社 ・ファイナンス・カンパニー ・保険会社 ・証券預託機関 ・ファイナンシャル・アドバイザー

（出所）Ministry of Home Affairs, Ministry of Finance, and MAS, “Money Laundering Risk Assessment Report Singapore 2024”より野村資本市場研究所作成

1 Ministry of Home Affairs, Ministry of Finance, and MAS, “Money Laundering Risk Assessment Report Singapore 2024,” June 20, 2024. 前回のマネー・ローンダリングリスク評価報告書は、2014 年 1 月に公表された。

2 エクスターナル・アセット・マネージャーとは、プライベートバンクに資産を預ける富裕層向けに中立的な立場で資産管理・運用に関する助言を行う金融事業者を指す。デジタル決済トークンサービス事業者とは、主に決済目的で使用される暗号通貨の売買・交換・移転・保管に携わる金融事業者を指す。デジタル決済トークンサービス事業者の詳細は、北野陽平・王月「国際金融都市シンガポールと香港における暗号通貨の規制整備」『野村資本市場クォータリー』2023 年春号参照。

Ⅱ シンガポールで設立されるファミリーオフィスの増加

シンガポールは、金融セクターにおいてウェルス・マネジメントを重点分野の 1 つと位置付けており、国際的なウェルス・マネジメントのハブとしての地位を確立している。大手コンサルティング会社のボストンコンサルティンググループによると、シンガポールにおけるクロスボーダー・ウェルス（自国外に置かれた資産）は 2023 年時点で 1.7 兆米ドルと推計されており、スイス、香港に次いで世界 3 位となっている[3]。また、大手コンサルティング会社のデロイトによると、国際的なウェルス・マネジメント・センターとしての競争力ランキングにおいて、シンガポールはスイスに次いで世界 2 位となっている[4]。同ランキングは、ビジネス環境、金融機関の能力（provider capability）、金融・政治の安定性、税制・規制の 4 指標に基づいており、シンガポールは 4 指標全てで総じて高い評価を得ている。

金融機関の能力に関して、シンガポールのウェルス・マネジメント業界では、UBS、HSBC、JP モルガン等の外資系金融機関が大きな存在感を有しているが、地場金融機関の DBS 銀行、OCBC 銀行、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（UOB）も同事業を強化している。また、シンガポールには、ウェルス・マネジメント分野の人材育成や調査・研究を行う機関があり、例えば、シンガポール政府系ファンドのテマセクと GIC により 2003 年に設立されたウェルス・マネジメント・インスティチュート（WMI）が挙げられる。

シンガポールでは近年、超富裕層一族の永続的な繁栄を多角的に支援するファミリーオフィスの設立が増加している。ファミリーオフィスは、単一の超富裕層一族の資産管理・運用、会計・税務、後継者計画、慈善活動等を支援するシングル・ファミリーオフィスと、複数の超富裕層一族の資産管理・運用を主に支援するマルチ・ファミリーオフィスに大別される。シングル・ファミリーオフィスは MAS に規制されていない一方、マルチ・ファミリーオフィスはシンガポール証券先物法に基づいて、ファンド運用会社として MAS の登録または認可を受ける必要がある[5]。

シンガポールで顕著に増加しているのは、シングル・ファミリーオフィスである。MAS は、規制対象外であるシングル・ファミリーオフィスの正確な数を把握していないものの、後述する税制優遇が付与された件数を基にシングル・ファミリーオフィスの数を推定しており、それによると、2019 年時点の約 200 から 2024 年 8 月末には約 1,650 となった（図表 2）。シンガポール経済開発庁[6]によると、シンガポールでシングル・ファミリー

[3] Boston Consulting Group, “Global Wealth Report 2024: The GenAI Era Unfolds,” July 10, 2024.

[4] Deloitte, “The Deloitte International Wealth Management Centre Ranking 2021: Proving its worth in today’s turbulent world,” October 2021.

[5] ファンド運用会社がシンガポールで事業を行うためには、原則的に MAS の認可が必要であるが、対象とする顧客数や運用資産額が一定基準以下の場合、MAS への登録を選択することが可能である。登録ファンド運用会社は、認可ファンド運用会社よりも報告要件が緩和されている。詳細は、北野陽平「スタートアップのハブとして存在感を高めるシンガポールー政府・金融規制当局と大学のスタートアップ支援策ー」『野村資本市場クォータリー』2024 年夏号参照。

[6] シンガポール経済開発庁は、貿易産業省傘下の政府機関であり、同国で企業を設立するか投資を行う外国人を対象に永住権を優先的に付与するプログラムを提供している。同プログラムの詳細は、北野陽平・植田剛将「国際的なウェルス・マネジメントのハブとしてファミリーオフィスの誘致を強化するシンガポール」『野村資本市場クォータリー』2021 年春号参照。

図表 2　シンガポールにおけるシングル・ファミリーオフィス数の推移

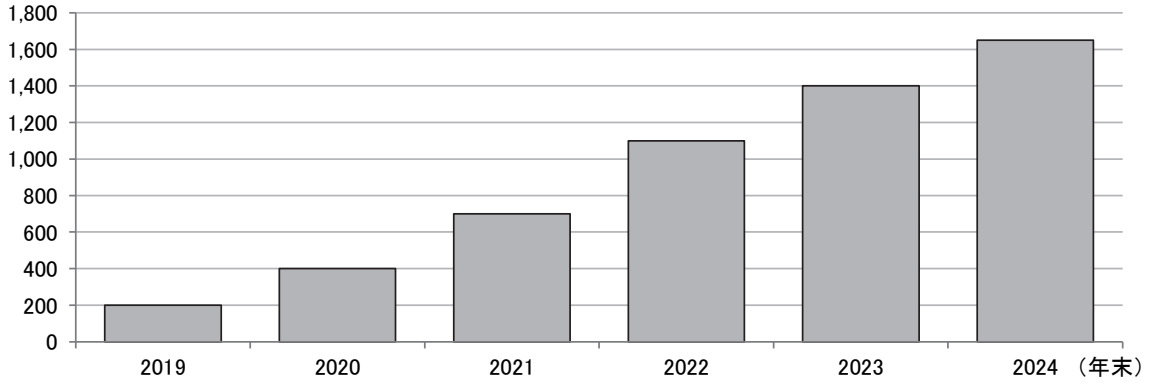

（注）　2024 年は 8 月末時点。
（出所）MAS, “Building a Stronger Tomorrow: Family Offices in our Flourishing Wealth Management Landscape” 等より野村資本市場研究所作成

オフィスを設立しているのは、シンガポール、他の東南アジア諸国、中国、欧米諸国の超富裕層である。

シンガポールでシングル・ファミリーオフィスの設立が増加している主な背景として、次の 2 点が挙げられる。第 1 に、アジアにおける超富裕層の増加である。英国の大手不動産サービス会社であるナイト・フランクによると、3,000 万米ドル以上の純資産を保有する超富裕層の人数は、アジア（日本を含む）において 2017 年時点の約 9.8 万人から 2022 年に約 15.0 万人へと増加し、2027 年には約 21.0 万人へと増加すると予測されている[7]。第 2 に、アジアにおける超富裕層の世代交代の進展である。英国のデータ会社であるアルトラタによると、500 万米ドル以上の純資産を保有するアジアの富裕層による世代間の資産承継額は、2033 年までの 10 年間の累計で 6 兆米ドル超に達すると予測されている[8]。世代間の資産承継に伴い、資産保全を目的としたファミリーオフィス設立のニーズが高まっている。

MAS は、シングル・ファミリーオフィスを誘致するため、税制優遇を行っている。シングル・ファミリーオフィスが管理・運用するファンドは、シンガポール所得税法第 13 条に基づいて、一定の要件下で、投資から得られた所得に対する課税が免除される[9]。シングル・ファミリーオフィスが当該税制優遇を受けるためには、MAS により定められた運用資産額、シンガポール国内で支出されるファンド運営費用、投資専門家等の要件を満たす必要がある（図表 3）。

7　Knight Frank, “The Wealth Report 2023 Series - Wealth Population,” May 17, 2023.
8　Altrata, “Family Wealth Transfer 2024,” June 11, 2024.
9　シンガポールでは通常、ファンド運用会社を含む法人の所得に対して 17%の法人税が課される。

図表 3　シングル・ファミリーオフィスが管理・運用するファンド向け税制優遇の要件

	第13O条	第13U条
ファンド設立地	シンガポール	シンガポール国内外
ファンド形態	会社	会社、リミテッド・パートナーシップ、トラスト等
運用資産額	最低2,000万シンガポールドル	最低5,000万シンガポールドル
シンガポール国内で毎年支出されるファンド運営費用	運用資産額が5,000万シンガポールドル未満の場合は最低20万シンガポールドル、 運用資産額が5,000万～1億シンガポールドルの場合は最低50万シンガポールドル、 運用資産額が1億シンガポールドル以上の場合は最低100万シンガポールドル	
投資専門家	最低2人 （うち1人は一族のメンバーでないこと）	最低3人 （うち1人は一族のメンバーでないこと）
シンガポール国内での投資	1,000万シンガポールドルまたは運用資産額の10%のいずれか小さい額を、 ①株式、不動産投資信託、ビジネストラスト、上場投資信託、②債券、③非上場ファンド、 ④非上場企業株式、⑤気候関連資産、⑥ブレンデッド・ファイナンス商品、に投資すること	
金融機関の口座	MASに認可された金融機関においてプライベート・バンキング口座を保有すること	

（出所）MAS, “Fund Tax Incentive Schemes for Family Offices”、シンガポール所得税法より野村資本市場研究所作成

Ⅲ　シンガポール最大のマネー・ローンダリング事件の概要

シンガポールでは 2021 年に、マネー・ローンダリングの可能性がある取引について、複数の金融機関からシンガポール警察（Singapore Police Force）に報告されていた[10]。そこで、シンガポール警察は 2022 年初頭、金融機関から報告があった疑わしい取引に対する包括的な捜査を開始した。シンガポール警察は 2023 年 8 月、400 人超の警察官を動員し、マネー・ローンダリングへの関与の疑いがあるグループに属する外国籍の 10 人を逮捕したことを発表した[11]。逮捕された 10 人全員が中国出身とされているが、国籍は異なり、カンボジア国籍が 3 人、中国国籍が 3 人、キプロス国籍が 2 人、トルコ国籍が 1 人、バヌアツ国籍が 1 人である[12]。

シンガポール警察の当初発表によると、押収された資産は約 10 億シンガポールドル[13]であったが、その後の捜査を経て、押収資産総額は 2023 年 10 月時点で 28 億シンガポールドル超となり、その中には銀行預金、不動産、車両、現金、暗号通貨、ゴールド等が含まれた（図表 4）。押収資産総額は、2024 年 1 月時点で 30 億シンガポールドル超へと増加した[14]。

[10] Ministry of Home Affairs, “Ministerial Statement on Singapore’s Anti-Money Laundering Regime - Speech by Mrs Josephine Teo, Minister for Communications and Information & Second Minister for Home Affairs,” October 3, 2023. なお、シンガポール警察は、シンガポール内務省の 1 部署である。

[11] Singapore Police Force, “Ten Foreign Nationals To Be Charged For Offences Including Forgery And Money Laundering With An Estimated Value Of About One Billions In Cash And Various Assets Seized, Frozen Or Issued With Prohibition Of Disposal Orders,” August 16, 2023.

[12] “All the convicts in Singapore’s S$3 billion money laundering case have been sentenced. What now?” *CNA*, June 14, 2024.

[13] 2024 年 10 月 14 日時点の為替レートは 1 シンガポールドル＝114.5 円。

[14] Singapore Police Force, “More Than S$3 Billion In Assets Seized Or Issued With Prohibition Of Disposal Orders; Interpol Red Notices Issued Against Two Fugitives In Anti-Money Laundering Probe,” January 19, 2024.

図表 4　シンガポール警察により押収された資産の内訳

押収資産	金額
銀行預金	14.5億シンガポールドル超
152の不動産	12.4億シンガポールドル超
62の車両	
現金（外貨を含む）	0.76億シンガポールドル超
暗号通貨	0.38億シンガポールドル超
68のゴールドバー（金の延べ棒）	非開示
294の高級バッグ	
164の高級時計	
546の宝飾品	

（注）　2023 年 10 月時点。
（出所）Ministry of Home Affairs, “Ministerial Statement on Singapore’s Anti-Money Laundering Regime - Speech by Mrs Josephine Teo, Minister for Communications and Information & Second Minister for Home Affairs”より野村資本市場研究所作成

シンガポール警察によると、逮捕された外国籍の 10 人は、2024 年 6 月までに全員が 13～17 か月の禁錮刑を宣告された[15]。また、マネー・ローンダリングへの関与が疑われるシンガポール非居住の 17 人に対する調査も継続中であることも公表された。その後、シンガポール政府は 2024 年 7 月、有罪判決を受けた者とつながりのあるシングル・ファミリーオフィスにより管理・運用される 6 つのファンドが、MAS から税制優遇を受けていたことを明らかにした[16]。

有罪判決を受けた外国籍の 10 人が口座を保有していた金融機関は、少なくとも 16 社あるとされており、その中には、クレディ・スイス、シティグループ、DBS 銀行、OCBC 銀行、UOB が含まれる[17]。2023 年 8 月に当該マネー・ローンダリング事件が発覚して以降、シンガポール国内の金融機関の間では、マネー・ローンダリングのリスクに対する意識が高まっている。MAS が国内金融システムに影響を及ぼすリスクに関して国内主要金融機関（銀行、資産運用会社、証券会社、保険会社等）のチーフ・リスク・オフィサーを対象に実施したサーベイによると、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクの順位は 2023 年 4 月時点の 7 位から同年 10 月には 4 位へと上昇した[18]（図表 5）。

[15] Singapore Police Force, “Tenth Person Sentenced For Forgery and Money Laundering Offences In Anti-Money Laundering Operation,” June 10, 2024.
[16] MAS, “Written reply to Parliamentary Question on family offices granted tax benefits by MAS that were linked to accused persons in the $3 billion money laundering case,” July 2, 2024.
[17] “Singapore banks probe rich clients train staff to spot money laundering tricks”, *The Business Times*, June 10, 2024.
[18] MAS, “Financial Stability Review 2023,” November 27, 2023. なお、同サーベイは 2023 年 4 月に開始された。

図表 5　シンガポールの金融システムに影響を及ぼすと考えられるリスク

リスクの種類	影響度の順位		回答者から言及があった割合	
	2023年4月	2023年10月	2023年4月	2023年10月
金融政策の引き締め及び経済成長の鈍化に起因するマクロ金融リスク	1	1	61%	70%
地政学リスク	2	2	57%	55%
テクノロジーリスク及びサイバーリスク	3	3	57%	64%
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク	7	4	2%	23%
人工知能（AI）の進歩	6	5	4%	14%
パンデミックリスク	4	6	13%	7%
気候変動に伴う物理リスク及び移行リスク	5	7	4%	13%

（注）　サーベイの対象となった金融機関は、2023 年 4 月が 46 社、2023 年 10 月が 56 社。
（出所）MAS, “Financial Stability Review 2023” より野村資本市場研究所作成

Ⅳ　マネー・ローンダリング対策の強化

１．ウェルス・マネジメント事業を行う金融機関への指導強化

MAS は、従前からウェルス・マネジメント業界におけるマネー・ローンダリングのリスクの高さを認識していた。そうした中、MAS は、ウェルス・マネジメント事業を行う国内金融機関を対象に、マネー・ローンダリング対策を徹底するよう指導してきた（図表 6）。しかし、2023 年 8 月にシンガポール最大のマネー・ローンダリング事件が発覚した。

図表 6　MAS によるマネー・ローンダリング対策に関する取り組みの経緯

年月	MASの取り組み
2014年6月	・MASは、プライベート・バンキングの管理に関するガイダンスを発行 ・同ガイダンスは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関して、①顧客の口座開設、②継続的な監視、③金融仲介業者の利用、④疑わしい取引の報告、⑤電信送金、における健全な慣行や留意点を提示
2020年9月	・MASは、プライベート・バンキングにおける効果的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与管理に関するガイダンス・ペーパーを発行 ・同ペーパーは、①顧客の資産・資金源の強固な裏付け、②効果的な税関連リスク管理の枠組み構築、③第三者との取引フローの監視、④経営陣による積極的なリスクの監視及び強固なリスク文化の醸成、⑤業績管理の枠組み強化、に関する良好な慣行や要改善点を提示
2022年8月	・MASは、エクスターナル・アセット・マネージャーのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の慣行強化に関するインフォメーション・ペーパーを発行 ・同ペーパーは、①ガバナンス、②全社的リスクの評価、③顧客リスクの評価、④顧客に対するデューデリジェンス（口座開設及び取引）、⑤疑わしい取引の報告、に関する監督上の期待や要改善点を提示
2023年3月	・MASは、ウェルス・マネジメント分野におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクに関する通達を発出 ・同通達は、①取締役と経営陣による監視及びリスク管理機能の強化、②顧客に対するデューデリジェンスの品質確認、③よりリスクが高い顧客及び取引に対する継続的な警戒、に関する監督上の期待を提示

（出所）MAS, “Guidance on Private Banking Controls”; “Effective AML/CFT Controls in Private Banking”; “Strengthening AML/CFT Practices for External Asset Managers”; “Circular on Money Laundering and Terrorism Financing Risks in the Wealth Management Sector”より野村資本市場研究所作成

図表 7　金融機関が顧客の資産の出所を確証する上で考慮すべき 3 つのリスク原則

リスク原則	概要
重大性	・金融機関は、実務的に可能な範囲で、顧客の資産全体に関する情報を取得すること ・金融機関は、顧客の資産全体について出所を確証できない場合、より重大またはリスクが高い資産に焦点を当てるとともに、出所を確証できない残りの資産のリスクが金融機関にとって許容可能であるかや、追加的なリスク軽減措置が必要であるかを評価すること
慎重さ	・金融機関は、顧客の重大な資産の出所を確証する際、税理士等の独立した第三者が発行する監査済み文書等の信頼性の高い情報を用いること ・金融機関は、顧客から取得した情報の信頼性を評価する際や裏付けとなる証拠がない資産の出所を推定する際に基準（benchmark）や仮定を用いる場合、当該基準や仮定が顧客のリスク特性や環境に照らして合理的かつ適切であることを確認すること ・金融機関は、基準や仮定を用いる理由を文書化し、定期的に見直しを行うこと
関連性	・金融機関は、顧客の資産の出所を確証する際、実務的に可能な範囲で、適切かつ目的に沿った裏付けとなる証拠を取得すること ・その際、金融機関は、どの文書が不可欠であるのかについて合理的な判断を行うこと ・金融機関は、顧客の資産の出所を評価する際、公開情報源から取得した独立性及び信頼性が確保された情報を可能な範囲で用いてもよい

（出所）MAS, “Circular on Establishing the Sources of Wealth of Customers”より野村資本市場研究所作成

それを受けて、MAS は 2024 年 7 月、金融機関に対してマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化を促すための通達を発出した[19]。同通達では、金融機関が顧客の資産の出所を確証する重要性が強調されている。金融機関は、顧客の資産の出所を確証する上で、①全ての顧客を対象とした画一的なアプローチではなく、顧客のリスク特性に基づく合理的な方針及び手続きを採用すること、②顧客から取得した情報を証明書類や公開情報源と突合すること、が求められる。そうした方針及び手続きを設計するに当たり、重大性（materiality）、慎重さ（prudence）、関連性（relevance）の 3 つのリスク原則を考慮することとされる（図表 7）。

２．顧客情報を共有するためのデジタル・プラットフォーム導入

MAS は 2024 年 4 月、金融機関のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化を促進するための取り組みの一環として、COSMIC（Collaborative Sharing for Money Laundering/Terrorism Financing Information & Cases）と呼ばれるデジタル・プラットフォームを導入した。これに先立って、2021 年 10 月に金融機関間の顧客情報共有プラットフォーム構築に係るパブリック・コンサルテーションが実施され[20]、2023 年 5 月に 2022 年金融サービス・市場法（Financial Services and Markets Act 2022）が改正された。

COSMIC では、疑わしい取引を行っている顧客を特定するための氏名、生年月日、住所等の個人情報や法人情報が、他の金融機関と共有される。金融機関は、共有された情報を参照することで、金融犯罪の防止につなげることが可能となる。但し、COSMIC を利用する金融機関は、2023 年金融サービス・市場（改正）法（Financial Services and Markets

[19] MAS, “Circular on Establishing the Sources of Wealth of Customers,” July 26, 2024.
[20] MAS, “Consultation Paper on the FI-FI Information Sharing Platform for AML/CFT,” October 1, 2021.

[Amendment] Act 2023）の下で、共有する情報の守秘義務に関する方針及び運用上の措置を導入することが義務付けられている。

各金融機関は、COSMIC を通じて他の金融機関と連携することで、顧客取引に関するより的確な分析を行うことが可能となる。COSMIC に参加している金融機関は 2024 年 10 月現在、DBS 銀行、OCBC 銀行、UOB、シティバンク、スタンダードチャータード銀行、HSBC の 6 行であるが、将来的に他の金融機関が参加する可能性も示唆されている。

３．ファミリーオフィスに対する監視の厳格化

MAS は、シングル・ファミリーオフィスを規制対象としていないものの、従前からマネー・ローンダリングに関与するリスクを認識し、シングル・ファミリーオフィスに対する監視を厳格化してきた。

MAS は 2023 年 7 月、シングル・ファミリーオフィスの新たな枠組みに関するコンサルテーション・ペーパーを公表した[21]。同ペーパーでは主に、シンガポールで活動する全てのシングル・ファミリーオフィスを対象に、①同国で登記されること、②MAS に規制された金融機関との取引関係を構築・維持すること、③運用資産額を毎年 MAS に報告すること、が提案された。この目的として、全てのシングル・ファミリーオフィスの実質的所有者が明確化されることや、MAS に規制された金融機関によりマネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止するための監視が行われるようになることが挙げられた。

また、前述の通り、2023 年 8 月に発覚したシンガポール最大のマネー・ローンダリング事件において、シングル・ファミリーオフィスにより管理・運用される 6 つのファンドが MAS から税制優遇を受けていたことが判明した。それを受けて、MAS は、税制優遇の申請者に対する審査プロセスを強化する姿勢を示してきた。その一環として、MAS は 2024 年 8 月 5 日、税制優遇を申請するファミリーオフィスを含むファンド運用会社に対して、同年 10 月 1 日以降、MAS に認定された審査サービス業者（Screen Service Provider）が発行する報告書の提出を義務付けることを明らかにした[22]。MAS に認定された審査業者は 6 社であり、その中には、アーンスト・アンド・ヤング・アドバイザリー、KPMG サービシズ、プライスウォーターハウスクーパース・プロフェッショナル・サービシズ等が含まれる。なお、MAS は、審査サービス業者による審査プロセスに 2 週間程度を要すると見込んでいる。

[21] MAS, “Consultation Paper on Proposed Framework for Single Family Offices,” July 31, 2023.
[22] MAS, “Fund Tax Incentive Schemes for Family Offices,” August 5, 2024.

V 持続可能な成長を企図したシンガポールの取り組み

ここまで見てきた通り、シンガポールは国際的なウェルス・マネジメントのハブとしての地位を確立しているが、2023年8月に国内最大のマネー・ローンダリング事件が発覚した。それを受けて、MASが主導する形でウェルス・マネジメント業界におけるマネー・ローンダリング対策が強化され、その一環として、ファミリーオフィスに対する監視や税制優遇の審査プロセスが厳格化されている。こうした取り組みは、ウェルス・マネジメント業界の健全性及び信頼性の向上を通じて、持続可能な成長につながることが期待されている。

他方、シンガポールのウェルス・マネジメント業界におけるマネー・ローンダリングの取り締まり強化は、同国でファミリーオフィスの設立を検討する超富裕層の減少につながりかねず、短期的には、ウェルス・マネジメント業界の成長を阻害する可能性もある。実際に、中華系の超富裕層の間では近年、ファミリーオフィス設立地としてシンガポールへの関心が高まっていたが、足元では香港を選好する動きも広まりつつある[23]。この背景には、香港が従前から、ファミリーオフィスの設立を支援する政府組織であるファミリーオフィスHKの設置や税制優遇制度の導入等の様々な取り組みを通じて、ファミリーオフィスを誘致してきたことがある[24]。

今後シンガポールが、量と質の両面でウェルス・マネジメント業界の持続的な発展を目指す上で、金融機関のコンプライアンス負担も考慮しつつ、適切なマネー・ローンダリング対策が講じられるよう、バランスの取れた規制対応が求められよう。

[23] “Rich Chinese return to Hong Kong as Singapore steps up scrutiny,” *The Business Times*, July 9, 2024.

[24] 詳細は、北野陽平・王月「アジアにおけるファミリーオフィス・ハブとしての地位向上を目指すシンガポールと香港」『野村資本市場クォータリー』2023年夏号参照。なお、香港政府がデロイトに委託して実施した調査によると、2023年末時点で2,700超のシングル・ファミリーオフィスがあると推計されている。The Government of the Hong Kong Special Administrative Region, “Market study commissioned by Invest Hong Kong estimates there are over 2 700 single-family offices in Hong Kong,” March 18, 2024.